個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

1 受託者は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

2 受託者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

3 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

4 受託者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、 又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を 講じなければならない。

(再委託の制限等)

5 受託者は、当センターが承認した場合を除き、個人情報の取扱業務を再委 託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受託者は、再委託先 への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

6 受託者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該 業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わ なければならない。

(利用及び提供の制限)

7 受託者は、当センターの指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

8 受託者は、当センターの指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 当センターは、受託者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、当センターは必要と認めたとき、受託者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は受託者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。 (廃棄等)
- 10 受託者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに当センターへの返却、廃棄又は消去(以下「廃棄等」という。)を行わなければならない。なお、受託者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、当センターに対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(法令等の遵守)

11 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(平成28年個人情報保護委員会告示第6号)、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)」(平成28年個人情報保護委員会告示第7号)、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)」(平成28年個人情報保護委員会告示第8号)、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」(平成28年個人情報保護委員会告示第9号)、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」(平成29年個人情報保護委員会告示第1号)等の法令・ガイドライン等を遵守しなければならない。

(事故発生時における報告)

12 受託者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがある場合は、直ちに当センターへ報告し、当センターの指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

13 当センターは、受託者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。